

# 環境問題に関する中小企業の取り組み姿勢

～ 第2回環境問題に関するアンケート結果より～

財団法人大阪科学技術センター  
 ATAC 環境WG主査 白石博章

## 1. はじめに

ATACでは環境問題に関して2008年から省エネに特化して活動を進め、その第1歩として2008年6月に「省エネに関するアンケート」を実施しました。その後取り巻く環境が大きく変わってきたことから、前回とは視点を変えて、再度「環境問題に関するアンケート調査」を行いました。今回は2008年「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」の改訂、2010年「改正省エネ法」の適用、さらに「温対基本法の閣議決定」を念頭に置いて、より具体的な設問内容とし、ATACがどのように支援していけるかを検討する資料にしたいと思っています。前回同様、事前にアンケート用紙を送付後、後日ATAC会員が各社に赴いてヒアリングをして回収する方法を取らせていただきました。(12社、回収率100%)

## 2. 集約結果の解析

「環境関連法律、補助金制度」「省エネルギー活動」「電力管理」に分けてアンケートを実施し各テーマについて評価しました。

### (1) 環境関連法律、補助金制度

法律を理解し何らかの形で官庁等に届け出をしているのは7社で、そのうち5社はエネルギー特定使用業者に認定されており、残り2社はエコアクション21(EA21)を取得して報告が義務化されている企業です。届出の必要のない企業は30%で、CO<sub>2</sub>換算排出量、原油換算量とも計算したことがなく、官庁等からの連絡もないというのが実状でした。

### (2) 省エネルギー活動

経営者の関心度は非常に高いが、担当者を置

いていない企業が25%もあり、もっと重要性を理解する必要があります。90%強の企業が何らかの形で計器を活用して実績を把握しているが、これを他エネルギーに変換を検討する場合、設備、品質調査費等で多額の費用がかかるため断念している状況でありました。

### (3) 電力管理

部署毎の電力量を把握しているのは30%程度であり、これも工場単位、月単位のもので細かくは把握されていないようでした。約90%の企業がデマンド契約を結び、日毎の最大電力を把握しているのは67%で、現実的には30分毎の管理ができていないのは3社程度であると推察されます。電力監視モニターを設置しているのは9社で、3社のみが30分毎の最大電力で警報を出しており、この際の処置方法も操業との兼ね合いから不十分なものでした。このうち1社で、自動制御装置を設置してパソコンと連動させ、任意の時間帯でのデータ管理を実施し、設備毎に30分毎のピーク電力、平均使用電力量をグラフ化して適正な管理を行っており、他社のお手本となり得るものでした。

## 3. まとめ

以上の結果を踏まえて、ATACが可能な支援内容を検討していきたいと考えています。

省エネ活動に関しては、ISO14001を取得している企業は多いが、その効果を疑問視しており、企業の特質を考慮してEA21も含めて取得、運営についての支援を考えたい。電力管理では、監視システム、効果的な計測、データ解析を行った上で、デマンド管理に重点を置いて最も効果的な支援方法を検討していきたい。



図1 環境関連法律(温対法) (%)

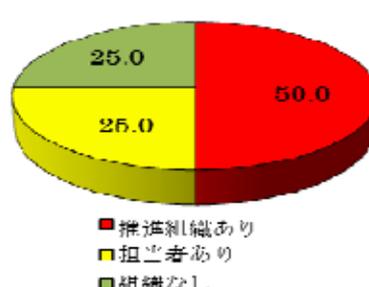


図2 省エネ対策推進組織 (%)

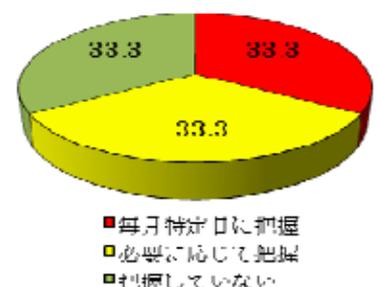


図3 日毎最大電力(30分) (%)